

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美 外

被告 国

意見陳述要旨

令和6年6月27日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

原告 里子

原告 九郎

1 里子と申します。

私は九郎と法律婚をして今年で35年を迎えようとしています。

2 まず初めに、法律婚をした経緯を申し上げます。

結婚しようと思った時に、最初に2人で話し合わなければならなかったことは、姓、名字をどうするかということでした。婚姻届を出す以上、2つの名字のうち、どちらか1つだけを選ばなければなりませんでした。

私たちは、紆余曲折を経ての結婚でしたので、事実婚ではなく、法律上もしっかりとつながった夫婦でありたいと望んでいました。

話し合った末、里子が名字を変えることで合意しました。九郎の仕事上もそのほうが便宜がよいと考え、また、選択的夫婦別姓がいずれ認められるだろうという思いもありました。

3 次に、法律婚をしてからの経緯を申し上げます。

里子は、結婚により遠方にある夫の住居へ転居しました。住む場所も名字も変わり、同じ1人の人間であるのに、まるで別人になった気分でした。自分の今までの人生がすべて消え失せたような喪失感、夫の名字で呼ばれる違和感が大きくなりました。結婚前に取った免許や資格も、戸籍姓に変更する手続きが必要でした。これまで生きてきた証をするものが、すべて見知らぬ名前に変わっていくことに、大きな失望を抱きました。

当時の心境については、後に雑誌に投稿し、掲載されました。

4 仕事に関しても、結婚後に新たに資格を取って就職しましたが、戸籍姓の資格となったため職場でも夫の姓で呼ばれることとなり、違和感は消えませんでした。

その後、夫の仕事の関係で転居を繰り返しましたが、そのたびに非正規ではありますが、新たな仕事に就きました。転職の際は、まずは就職することが第一だったので、旧姓を使用したいという希望や条件を伝えることはできませんでした。

また、子どもに関わる仕事をしてきましたが、教育や保育の現場では、女性が結婚すると突然名字が変わり、子どもたちにも〇〇先生に変わった、と教える状況を目にし、女性は結婚すると名字が変わる、という刷り込みをすることになっていると感じてきました。

5 こうした経験からも、2人のうち、一方だけの姓を選ばざるをえないのは、不平等につながると思います。強いられた姓で生きることは本人にとっては苦痛であり、2人の間の平等性を損なうものであり、人権の問題であると思います。

私は自分自身でありたいという、その思いで別姓を希望しています。だれもが結婚しても自分の望む名字、名前のままでいられるよう、選択的夫婦別姓の一日も早い実現を望みます。

6 次に、九郎の立場から本人に代わり申し上げます。

結婚を決めた当時は、女性である妻が改姓することが当然だという気持ちが少なからずあったと思いますが、結婚30数年を経て、最近、妻の心の痛みにも共感するようになり、妻の半生を奪ってしまったという気持ちすらあります。

また、私の周囲には、男性のほうが改姓した人が何人かいますが、旧姓で仕事を続けている男性たちは、やはり職場で事務処理上、煩雑な処理が多々あり、面倒なやりとりを余儀なくされています。選択的夫婦別姓が実現していたら、彼らもどんなに楽になるだろうかと思えます。

この問題は、女性だけの問題ではなく、1つの姓しか選べない、という点が大きな社会問題であり、一方が強制的に改姓させられるのは人権の上でも問題だと思うのです。

現在の日本では、法律婚をしている夫婦がほとんどですが、全ての夫婦が同姓になることを喜んで受け入れているのでしょうか。私は、最近、妻と社会問題についてもよく話し合うようになり、日本社会において人権意識がとても低いことを感じています。

私たちのような法律婚をしている夫婦にも、別姓をのぞむ方々が少なからずいるはずです。私たちと意思を同じくする方々がいることも知っていただき、身近な夫婦別姓の問題から日本社会の人権意識が少しでも向上してほしいと願っています。

以上